

福岡県公報

平成17年4月1日
第2370号

目次

告示 (第704号-第730号)

○救急病院等の認定	(医療指導課)	……………	2
○県立病院の料金の徴収の事務の委託	(県立病院課)	……………	3
○開発行為に関する工事の完了	(都市計画課)	……………	3
○公共測量の実施	(土木管理課)	……………	3
○平成17年度河川等氾濫復旧事業の実実施計画	(河川課)	……………	3
○開発行為に関する工事の完了	(都市計画課)	……………	3
○福岡県個人情報保護条例に基づき口頭により開示請求を行うことができる個人情報及び開示の方法	(県民情報広報課)	……………	4
○事業者における個人情報の適正な取扱いに関する指導方針	(県民情報広報課)	……………	6
○開発行為に関する工事の完了	(都市計画課)	……………	7
○道路の区域の変更	(道路維持課)	……………	7
○道路の供用の開始	(道路維持課)	……………	7
○道路の区域の変更	(道路維持課)	……………	7
○道路の供用の開始	(道路維持課)	……………	7
○急傾斜地崩壊危険区域の指定の一部改正	(砂防課)	……………	8
○急傾斜地崩壊危険区域の指定	(砂防課)	……………	8
○福岡県が発注する物品の製造の請負及び買入れ、不用品の売り払い その他の契約の一般競争入札及び指名競争入札に参加するものに必要資格	(総務事務集中化準備室)	……………	8
○大規模小売店舗の新設の届出	(商業・地域経済課)	……………	9

○大規模小売店舗立地法に基づき市町村から聴取した意見等	(商業・地域経済課)	……………	10
○大規模小売店舗立地法に基づき市町村から聴取した意見等	(商業・地域経済課)	……………	11
○大規模小売店舗立地法に基づき市町村から聴取した意見等	(商業・地域経済課)	……………	11
○大規模小売店舗立地法第6条第1項の規定に基づく変更の届出	(商業・地域経済課)	……………	11
○大規模小売店舗立地法第6条第1項の規定に基づく変更の届出	(商業・地域経済課)	……………	12
○大規模小売店舗立地法第6条第2項の規定に基づく変更の届出	(商業・地域経済課)	……………	12
○福岡県領収証紙売りさばき人の指定の取消し (出納事務局出納総務課)		……………	13
○建設業法第28条第3項の規定に基づく営業の一部停止 (建築指導課)		……………	13
○開発行為に関する工事の完了	(都市計画課)	……………	13
○県営土地改良事業計画の変更決定	(農地計画課)	……………	14
人事委員会			
○福岡県個人情報保護条例に基づき口頭により開示請求を行うことができる個人情報及び開示の方法	(人事委員会事務局任用課)	……………	14
公安委員会			
○福岡県道路交通法施行細則等の一部を改正する規則	(警察本部監察官室)	……………	14
警察本部			
○福岡県警察本部長が管理する公文書の開示等に関する規程の一部を改正する告示	(警察本部監察官室)	……………	20
内水面漁場管理委員会			
○コイヘルペスウィルス病のまん延防止に係る指示	(水産振興課)	……………	20
○ブルーギルの駆除推進水域の指定	(水産振興課)	……………	20
雑報			

○福岡県意見書提出制度要綱の規定に基づく意見及び答申の公表

(生活衛生課) ……………21

再 掲

○市の区域の変更 (地 方 課) ……………21

○市の区域の変更 (地 方 課) ……………22

○市の区域の変更 (地 方 課) ……………23

○市の区域の変更 (地 方 課) ……………25

○市の区域の変更 (地 方 課) ……………28

告 示

福岡県告示第704号

救急病院等を定める省令（昭和39年厚生省令第8号）第1条第1項に規定する救急病院及び救急診療所を次のように認定したので、同令第2条第1項の規定により告示する。

平成17年4月1日

福岡県知事 麻 生 渡

病院及び診療所の名称	所 在 地	有 効 期 間
医療法人みなみ粕屋南病院	糟屋郡宇美町大字宇美10-87	平成17年3月16日から 平成20年3月15日まで
医療法人井上会篠栗病院	糟屋郡篠栗町大字尾仲94	
医療法人有田病院	前原市前原西4-5-28	
福岡県済生会二日市病院	筑紫野市湯町3-13-1	
聖マリア病院	久留米市津福本町422	
医療法人楠病院	久留米市日吉町115	
田主丸中央病院	久留米市田主丸町益生田892	
柳病院	八女市大字吉田9-10	

弥永協立病院	久留米市六ツ門町12-12
富田病院	久留米市城島町四郎丸261
医療法人社団高邦会高木病院	大川市大字酒見1411-11
公立八女総合病院	八女市大字高塚540-2
馬場病院	八女郡広川町大字新代1389-409
小竹町立病院	鞍手郡小竹町大字勝野1191
鞍手町病院事業鞍手町立病院	鞍手郡鞍手町大字中山2437-1
飯塚病院	飯塚市芳雄町3-83
医療法人ユーアイ西野病院	嘉穂郡稲築町大字鴨生532
杉循環器科内科病院	大牟田市大字田隈950-1
米の山病院	大牟田市大字今山2324-1
福岡県済生会大牟田病院	大牟田市大字田隈810
落合脳神経外科医院	大牟田市大字吉野2012
医療法人かつき会香月病院	甘木市大字下浦715
福岡県立消化器医療センター朝倉病院	甘木市大字来春422
甘木中央病院	甘木市大字甘木667
福岡県立柳川病院	柳川市大字筑紫町29
医療法人弘恵会ヨコクラ病院	三池郡高田町大字濃施394
川崎町立病院	田川郡川崎町大字川崎2430-1
糸田町立緑ヶ丘病院	田川郡糸田町3187
糸島医師会病院	前原市大字浦志523-1

福岡県告示第705号

地方公営企業法（昭和27年法律第292号）第33条の2の規定に基づき、次のように県立病院の料金について徴収の事務を委託したので、地方公営企業法施行令（昭和27年政令第403号）第26条の4第1項の規定により告示する。

平成17年4月1日

福岡県知事 麻生 渡

県立病院の名称	受託者の住所、名称及び代表者の氏名
福岡県立精神医療センター太宰府病院	福岡市中央区薬院1丁目13番8号 財団法人医療・介護・教育研究財団 理事長 松村 隆

福岡県告示第706号

次の開発行為に関する工事が完了したので、都市計画法（昭和43年法律第100号）第36条第3項の規定により公告する。

平成17年4月1日

福岡県知事 麻生 渡

- 1 開発区域に含まれる地域の名称
糟屋郡篠栗町大字乙大字松元1020番1、1020番9、1021番1及び1021番6
- 2 開発許可を受けた者の住所及び氏名
糟屋郡篠栗町大字乙犬1047番地
関 貞敏

福岡県告示第707号

測量法（昭和24年法律第188号）第39条において準用する同法第14条第1項の規定により、北九州市長から次のように公共測量を実施する旨の通知があったので、同法第39条において準用する同法第14条第3項の規定により公示する。

平成17年4月1日

福岡県知事 麻生 渡

1 測量の種類

公共測量（3級基準点測量）

2 測量の実施地域及び期間

実施地域	実施期間
北九州市八幡西区	平成17年3月15日から 平成17年3月31日まで

福岡県告示第708号

平成17年度下水道施設鉦害復旧事業実施計画の認可申請があったので、石炭鉦業の構造調整の完了等に伴う関係法律の整備等に関する法律（平成12年法律第16号）附則第2条第6項の規定によりなおその効力を有することとされた旧臨時石炭鉦害復旧法（昭和27年法律第295号）第57条第1項及び石炭鉦業の構造調整の完了等に伴う関係法律の整備等に関する法律の施行に伴う関係政令の整備等に関する政令（平成14年政令第42号）附則第2条第7項の規定によりなおその効力を有することとされた旧臨時石炭鉦害復旧法施行令（昭和27年政令第333号）第14条第1項の規定により公示し、当該申請に係る実施計画を次のように縦覧に供する。

平成17年4月1日

福岡県知事 麻生 渡

縦覧に供する 実施計画	実施地区名	復旧工事の 施行者	縦覧場所	縦覧期間
平成17年度下水道施設鉦害復旧事業の実施計画	村中下排水路	碓井町	飯塚土木事務所	平成17年4月1日から 平成17年4月20日まで

福岡県告示第709号

次の開発行為に関する工事が完了したので、都市計画法（昭和43年法律第100号）第36条第3項の規定により公告する。

平成17年4月1日

福岡県知事 麻 生 渡

1 開発区域に含まれる地域の名称

古賀市千鳥2丁目1854番3及び1854番149から1854番155まで並びにこれらの区域内の道路である市有地の全部

2 開発許可を受けた者の所在地、名称及び代表者氏名

糟屋郡宇美町宇美1丁目8番8号

入江不動産株式会社 代表取締役 入江 幸義

福岡県告示第710号

福岡県個人情報保護条例（平成16年福岡県条例第57号）第24条の規定に基づき口頭により開示請求を行うことができる個人情報及び開示の方法を次のとおり定め、この告示の日から施行する。

福岡県個人情報保護条例の規定に基づく口頭により開示請求を行うことができる個人情報及び開示の方法（平成4年9月福岡県告示第1620号）は、平成17年3月31日限り廃止する。

平成17年4月1日

福岡県知事 麻 生 渡

1 口頭により開示請求を行うことができる個人情報及び開示の方法

開示の対象となる試験又は選考	開示の対象となる個人情報	開示期間	開示場所	開示方法
福岡県職員（労務職員）採用選考試験	総合ランク（不合格者に係るものに限る。）	合格発表の日から1か月間	総務部人事課	閲 覧
福岡県職員（任期付研究員）採用選考試験	〃	合格発表日の翌日から1か月間	〃	〃
福岡県職員（任期付職員）採用選考試験	〃	〃	〃	〃

九州歯科大学入学者選抜試験	大学入試センター試験の科目別得点（合否判定の対象となった科目に限る。）及び個別学力検査の科目別得点並びに総合得点	4月16日から1か月間	九州歯科大学教務課	〃
九州歯科大学推薦入学試験	大学入試センター試験の科目別得点（合否判定の対象となった科目に限る。）及び個別学力試験の科目別得点	〃	〃	〃
九州歯科大学大学院入学者選抜試験	全科目の成績	合格発表の日から1か月間	〃	〃
九州歯科大学附属歯科衛生学院入学者選抜試験	科目別得点及び総合得点	合格発表の日から9日間	九州歯科大学学生課	〃
福岡女子大学入学者選抜試験	大学入試センター試験の科目別得点（合否判定の対象となった科目に限る。）及び個別学力検査の科目別得点並びに総合得点	学生募集要項に定める期間	福岡女子大学教務課	〃
福岡女子大学私費外国人留学生選抜試験	科目別得点	4月1日から1か月間	〃	〃
福岡女子大学帰国子女特別選抜試験	〃	〃	〃	〃
福岡女子大学社会人特別選抜試験	〃	〃	〃	〃
福岡女子大学大学院入学者選抜試験	全科目の成績	合格発表の日の翌月の1日から1か月間	〃	〃
福岡県立大学入学者選抜試験	大学入試センター試験の科目別得点（合否判定の対象となった科目に限る。）及び個別学力検査の科目別得点並びに総合得点	4月16日から1か月間	福岡県立大学教務課	〃

福岡県立大学推薦入学試験	科目別得点、総合得点及び面接評価	〃	〃	〃
福岡県立大学社会人特別選抜試験	〃	〃	〃	〃
福岡県立大学帰国子女特別選抜試験	〃	〃	〃	〃
福岡県立大学私費外国人留学生特別選抜試験	〃	〃	〃	〃
福岡県立大学人間社会学部転・編入学試験	〃	〃	〃	〃
福岡県立大学看護学部編入学試験	科目別得点及び総合得点	合格発表の日の翌月の1日から1か月間	〃	〃
福岡県立大学大学院入学者選抜試験	科目別得点、総合得点及び面接評価	〃	〃	〃
福岡県保育士試験	科目別得点	合格発表の日から1か月間	保健福祉部 児童家庭課	〃
調理師試験	科目別得点及び総合得点	〃	保健福祉部 健康対策課	〃
福岡県歯科技工士試験	〃	〃	保健福祉部 医療指導課	〃
福岡県准看護師試験	〃	〃	〃	〃
クリーニング師試験	〃	〃	保健福祉部 生活衛生課	〃
製菓衛生師試験	〃	〃	〃	〃
福岡県ふぐ処理師試験	〃	〃	〃	〃
毒物劇物取扱者試験	〃	〃	保健福祉部 薬務課	〃

福岡県介護支援専門員実務研修受講試験	分野別得点及び総合得点（不合格者に係るものに限る。）	合格発表の日から1か月間	保健福祉部 介護保険課	〃
福岡県行政実務研修生採用試験	順位及び得点	合格発表日の翌日から1か月間	生活労働部 労働局労働政策課	〃
技能検定試験	科目別得点	合格発表の日から1年間	生活労働部 労働局職業能力開発課	〃
職業訓練指導員試験	〃	合格発表の日から1か月間	〃	〃
データベーススペシャリスト養成科受講試験	得点	1次試験合格発表の日から1か月間	〃	〃
福岡県立高等技術専門校訓練生選考試験	科目別得点及び総合得点	合格発表の日から1か月間	各高等技術 専門校	個人票 の交付
福岡障害者職業能力開発校入校選考試験	〃	〃	福岡障害者 職業能力開発校	〃
採石業務管理者試験	〃	〃	商工部工業 保安課	閲 覧
砂利採取業務主任者試験	〃	〃	〃	〃
狩猟免許試験	科目別得点及び適性試験の適否	〃	各農林事務所	〃
海外派遣農業研修生選考試験	科目別得点及び総合得点	〃	農政部農業 技術課	〃
農薬指導士認定試験	得点	〃	〃	〃
農業機械士技能認定試験	〃	〃	〃	〃

福岡県農業大学校 入学試験（一般）	総合得点	2次試験合否 発表の日から 1か月間	福岡県農業 大学校	〃
家畜人工授精講習 会修業試験	科目別得点及び総合得点	合否発表の日 から1か月間	農政部畜産 課及び各家 畜保健衛生 所	〃

備考 開示期間の末日が、福岡県の休日を定める条例（平成元年福岡県条例第23号）第1項に定める県の休日に当たるときは、当該開示期間は、県の休日の翌日をもって満了する。

福岡県告示第711号

福岡県個人情報保護条例（平成16年福岡県条例第57号）第46条第2項の規定に基づき、事業者における個人情報の適正な取扱いに関する指導方針を作成したので、事業者が取り扱う個人情報の保護に関する福岡県個人情報保護条例施行規則（平成17年福岡県規則第〇〇号）第2条第2項の規定により次のように告示する。

福岡県個人情報保護条例の規定に基づく事業者における個人情報の適正な取扱いに関する指導方針（平成4年9月福岡県告示第1621号）は、廃止する。

平成17年4月1日

福岡県知事 麻 生 渡

事業者における個人情報の適正な取扱いに関する指導方針

1 趣旨

この指導方針は、事業者において個人情報の取扱いが適正に行われるよう、知事が指導及び助言を行うに当たり、福岡県個人情報保護条例（平成16年福岡県条例第57号）第46条第2項の規定に基づき、作成されたものである。

2 対象とする個人情報

この指導方針において対象とする個人情報とは、個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号）第2条第1項に規定する個人情報をいう。

3 指導及び助言の基本的考え方

事業者において個人情報の取扱いが適正に行われるよう、事業者の自主的な対応を

助長することとする。

4 事業者における個人情報の適正な取扱いについて

事業者の個人情報の適正な取扱いに関し、事業者に対し、次の事項について指導及び助言を行うものとする。

(1) 個人情報の収集に関する事項

ア 個人情報の収集は、収集する事業者の正当な事業の範囲内において、個人情報を収集する目的（以下「収集目的」という。）を明確にし、収集目的を達成するために必要な範囲内で行うこと。

イ 個人情報の収集は、適法かつ公正な手段により行うこと。

ウ 収集目的は、原則として、個人情報を収集する際に、本人に明らかにすること。

エ 個人情報を本人以外から収集する場合は、本人の権利利益の侵害が生じないように行うこと。

(2) 個人情報の適正な管理に関する事項

ア 個人情報は、収集目的に必要な範囲内で、正確なものに保つこと。

イ 個人情報の漏えい、滅失及びき損の防止その他の個人情報の適切な管理のために必要な措置を講ずること。

(3) 個人情報の利用及び提供に関する事項

ア 個人情報の利用又は提供は、原則として収集目的の範囲内で行うこと。

イ 収集目的の範囲を超えて個人情報を利用し、又は提供しようとするときは、本人の了解がある場合又は本人の権利利益が侵害されるおそれのない場合に限ること。

(4) 自己情報の開示等に関する事項

本人から自己情報について開示、訂正又は利用停止（消去又は提供の停止を含む。）を求められたときは、原則としてこれに応ずること。

(5) 責任体制の確立

事業者は、個人情報の適正な取扱いを行う責任体制の確立に努めること。

(6) 苦情の処理

個人情報の取扱いに関する苦情があった場合は、適切に処理するよう努めること

福岡県告示第712号

次の開発行為に関する工事が完了したので、都市計画法（昭和43年法律第100号）第36条第3項の規定により公告する。

平成17年4月1日

福岡県知事 麻生 渡

- 開発区域に含まれる地域の名称
春日市大字上白水字中白水543-1及び543-3
- 開発許可を受けた者の住所及び氏名
春日市上白水544-3
勝野 泰輔

福岡県告示第713号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定に基づき、次のように道路の区域を変更する。

その関係図面は、この告示の日から2週間、関係土木事務所において一般の縦覧に供する。

平成17年4月1日

福岡県知事 麻生 渡

土木事務所名	道路の種類	路線名	変更前後別	区 間	幅 員 (メートル)	延 長 (メートル)
直 方	県 道	若 宮 玄 海 線	前	鞍手郡若宮町大字山口981番先から 宗像市朝町1468番1先まで	6.0 ～ 9.0	839.5
			後	同上	13.0 ～ 38.5	839.5

福岡県告示第714号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定に基づき、次の道路の供用を平成17年4月1日から開始する。

その関係図面は、この告示の日から2週間、関係土木事務所において一般の縦覧に供する。

平成17年4月1日

福岡県知事 麻生 渡

土木事務所名	路線名	供 用 開 始 の 区 間
直 方	直 方 線 行 橋	直方市大字頓野1824番先から 同市大字頓野1410番5先まで

福岡県告示第715号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定に基づき、次のように道路の区域を変更する。

その関係図面は、この告示の日から2週間、関係土木事務所において一般の縦覧に供する。

平成17年4月1日

福岡県知事 麻生 渡

土木事務所名	道路の種類	路線名	変更前後別	区 間	幅 員 (メートル)	延 長 (メートル)
大 牟 田	県 道	勝 立 三 川 線	前	大牟田市萩尾町一丁目118番1先から 同市萩尾町一丁目446番2先まで	11.5 ～ 22.5	515.0
			後	同上	11.5 ～ 32.0	515.0

福岡県告示第716号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定に基づき、次の道路の供用を平成17年4月1日から開始する。

その関係図面は、この告示の日から2週間、関係土木事務所において一般の縦覧に供する。

平成17年4月1日

福岡県知事 麻生 渡

土木事務所名	路線名	供用開始の区間
大牟田	勝立線 三川	大牟田市萩尾町一丁目153番1先から 同市萩尾町一丁目365番先まで

福岡県告示第717号

急傾斜地崩壊危険区域の指定（昭和45年3月福岡県告示第262号）の一部を次のように改正する。

平成17年4月1日

福岡県知事 麻生 渡

(2)を次のとおり改める。

(2) 土地の表示

次に掲げる地番の土地に存する標柱番号1号から4号を順次結んだ線及び標柱番号1号と4号を結んだ道路界に囲まれた区域

郡	町	大字	字	地番	標柱番号
八女	黒木	大淵	寄ノ上	4939番3地先道路敷	1号
				4939番1	2号
			本田	4913番1	3号
				4917番1地先道路敷	4号

福岡県告示718号

急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律（昭和44年法律第57号）第3条第1項の規定に基づき、次の土地の区域を急傾斜地崩壊危険区域として指定したので、同条第3項の規定により公示する。

平成17年4月1日

福岡県知事 麻生 渡

- 1 区域の名称 見取
- 2 区域の所在地 田川郡赤村大字赤
- 3 土地の表示

次に掲げる地番の土地に存する標柱番号1号から6号までを順次結んだ線及び標柱番号1号と6号とを結んだ線に囲まれた区域

郡	村	大字	地番	標柱番号
田川	赤	赤	7424番	1号
			7422番	2号
			7416番	3号
			7421番	4号及び5号
			7423番	6号

福岡県告示第719号

地方自治法施行令（昭和22年政令第16号。以下「令」という。）第167条の5第1項及び第167条の11第2項の規定に基づき、福岡県が発注する物品の製造の請負及び買入れ、不用品の売り払いその他の契約の一般競争入札及び指名競争入札に参加する者に必要な資格（以下「入札参加資格」という。）を次のように定め、この告示の日から施行する。

福岡県が発注する物品の製造の請負及び買入れ、不用品の売り払いその他の契約の一般競争入札及び指名競争入札に参加する者に必要な資格（平成11年3月福岡県告示第553号。以下「旧告示」という。）は平成17年3月31日限り廃止する。

なお、この告示の施行前に、旧告示に基づいて決定された資格は、この告示により決定されたものとみなし、第3の2ただし書の規定に基づく入札参加資格申請のうち資格の有効期限が平成17年9月30日までのものに係る資格の決定及び申請の方法については、第2の2及び第3の1の規定にかかわらず、なお従前の例による。

平成17年4月1日

福岡県知事 麻生 渡

第1 競争入札に参加することができない者

- 1 競争入札に係る契約を締結する能力を有しない者及び破産者で復権を得ない者
- 2 次の各号のいずれかに該当する事実があった後2年間を経過しない者及びその者を代理人、支配人その他の使用人又は入札代理人として使用する者
 - (1) 契約の履行に当たり、故意に製造を粗雑にし、又は物件の品質若しくは数量に関して不正の行為をした者
 - (2) 競争入札又は競り売りにおいて、その公正な執行を妨げた者又は公正な価格の成立を害し、若しくは不正の利益を得るために連合した者
 - (3) 落札者が契約を締結すること又は契約者が契約を履行することを妨げた者
 - (4) 地方自治法（昭和22年法律第67号）第234条の2第1項の規定による監督又は検査の実施に当たり職員の職務の執行を妨げた者
 - (5) 正当な理由がなくて契約を履行しなかった者
 - (6) 前各号のいずれかに該当する事実があった後2年間を経過しない者を契約の履行に当たり代理人、支配人その他の使用人として使用した者
- 3 資格審査申請書及び添付書類に故意に虚偽の事実を記載した者
- 4 営業に関し許可、認可等を必要とする場合において、これを得ていない者
- 5 原則として、同種の営業を引き続き2年以上営んでいない者

第2 入札参加資格

- 1 入札参加資格の等級は、AA、A及びBに区分し、それぞれの等級への格付けの基準は、知事が別に定める。
- 2 知事は、入札参加資格審査の申請があったときは、次に掲げる事項について行った審査の結果を別に定める基準により総合的に勘案した上で、その資格を決定するものとする。

- (1) 従業員数
- (2) 年間売上高
- (3) 自己資本金
- (4) 流動比率
- (5) 経営年数
- (6) 障害者雇用状況

第3 入札参加資格申請の方法等

1 申請の方法

入札参加資格を得ようとする者は、別に定めるところにより、競争入札参加資格審査申請書（電子計算処理組織（知事の使用に係る電子計算機（入力装置を含む。以下同じ。）と当該者の使用に係る電子計算機を電気通信回線で接続したものをいう。）による電磁的記録を含む。）及び添付することとした書類を知事に提出するものとする。

2 申請の時期

資格審査申請書の提出期間は、毎年7月1日から同月末日までとする。ただし、地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号）の適用を受ける契約の締結が見込まれるときその他知事が特に必要と認めるときは、この限りでない。

第4 入札参加資格の有効期間

入札参加資格の有効期間は、資格を取得したときから同日以後における最初の登録基準年（1997年以後の2年ごとの年をいう。）の9月末日までとする。

福岡県告示第720号

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第5条第1項の規定に基づき、大規模小売店舗の新設の届出があったので、同条第3項の規定により次のとおり公告する。

なお、当該届出及び添付書類は、この公告の日から4月間、福岡県商工部商業・地域経済課及び久留米商工事務所において縦覧に供する。

平成17年4月1日

福岡県知事 麻生 渡

1 届出年月日

平成17年3月9日

2 大規模小売店舗の名称及び所在地

- (1) 名称 (仮称) スーパーセンター大木
 (2) 所在地 三潞郡大木町大字大角962 外

3 大規模小売店舗を設置する者及び当該大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

(1) 大規模小売店舗を設置する者

氏名又は名称	住所
イオン九州株式会社	福岡市博多区博多駅南二丁目9番11号

(2) 当該大規模小売店舗において小売業を行う者

氏名又は名称	住所
イオン九州株式会社	福岡市博多区博多駅南二丁目9番11号
その他未定	

4 大規模小売店舗を新設する日

平成17年11月10日

5 大規模小売店舗内の店舗面積の合計

16,445㎡

6 大規模小売店舗の施設の配置に関する事項

(1) 駐車場の位置及び収容台数

駐車場の位置	収容台数(台)
三潞郡大木町大字大角962 外	1,293

(2) 駐輪場の位置及び収容台数

駐輪場の位置	収容台数(台)
三潞郡大木町大字大角962 外	210

(3) 荷さばき施設の位置及び面積

荷さばき施設の位置	面積(平方メートル)
三潞郡大木町大字大角962 外	385.9

(4) 廃棄物等の保管施設の位置及び容量

廃棄物等の保管施設の位置	容量(立方メートル)
三潞郡大木町大字大角962 外	156.1

7 大規模小売店舗の施設の運営方法に関する事項

(1) 大規模小売店舗において小売業を行う者の開店時刻及び閉店時刻

小売業者の氏名	開店時刻	閉店時刻
イオン九州株式会社	午前7時	午前2時

(2) 駐車場において来客の自動車が駐車することができる時間帯

午前6時30分から午前2時30分まで (一部午前9時から午後10時まで)

(3) 駐車場の自動車の出入口の数及び位置

13ヶ所 三潞郡大木町大字大角962 外

(4) 荷さばき施設において荷さばきを行うことができる時間帯

24時間

福岡県告示第721号

大規模小売店舗立地法(平成10年法律第91号。以下「法」という。)第6条第1項の規定による届出について、法第8条第1項の規定に基づき市町村から聴取した意見の概要を、同条第3項の規定により次のとおり公告する。

なお、当該意見は、この公告の日から1月間、福岡県商工部商業・地域経済課及び久留米商工事務所において縦覧に供する。

平成17年4月1日

福岡県知事 麻生 渡

1 大規模小売店舗の名称及び所在地

(1) 名称 ルミエール上津バイパス店

(2) 所在地 久留米市藤光1丁目4-1

2 法第8条第1項の規定に基づき市町村から聴取した意見の概要
意見なし

福岡県告示第722号

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号。以下「法」という。）第6条第1項の規定による届出について、法第8条第1項の規定に基づき市町村から聴取した意見の概要を、同条第3項の規定により次のとおり公告する。

なお、当該意見は、この公告の日から1月間、福岡県商工部商業・地域経済課及び久留米商工事務所において縦覧に供する。

平成17年4月1日

福岡県知事 麻生 渡

1 大規模小売店舗の名称及び所在地

(1) 名称 田主丸ショッピングプラザ

(2) 所在地 久留米市田主丸町豊城字下ツプロ1895番地 外

2 法第8条第1項の規定に基づき市町村から聴取した意見の概要
意見なし

福岡県告示第723号

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号。以下「法」という。）第5条第1項の規定による届出について、法第8条第1項の規定に基づき市町村から聴取した意見の概要を、同条第3項の規定により次のとおり公告する。

なお、当該意見は、この公告の日から1月間、福岡県商工部商業・地域経済課及び久留米商工事務所において縦覧に供する。

平成17年4月1日

福岡県知事 麻生 渡

1 大規模小売店舗の名称及び所在地

(1) 名称 スーパードラッグコスモス田主丸店

(2) 所在地 久留米市田主丸町志塚島字五ヶ辻940番3 外

2 法第8条第1項の規定に基づき市町村から聴取した意見の概要

(1) 駐車需要の充足等交通に関する事項

意見なし

(2) 歩行者の通行の利便の確保等

意見なし

(3) 廃棄物減量化及びリサイクルについての配慮

分別収集に徹すること

(4) 騒音の発生に係る事項

夜間駐車場内での騒音対策を講ずること

(5) 廃棄物に係る事項等

意見なし

(6) 街並みづくり等への配慮等

意見なし

(7) その他

上記項目に該当しない意見があります。

福岡県告示第724号

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第6条第1項の規定に基づき、同法第5条第1項の規定による届出があった大規模小売店舗について、変更の届出があったので、同法第6条第3項において準用する同法第5条第3項の規定により次のとおり公告する。

なお、当該届出及び添付書類は、この公告の日から4月間、福岡県商工部商業・地域経済課及び北九州商工事務所において縦覧に供する。

平成17年4月1日

福岡県知事 麻生 渡

1 届出年月日

平成17年3月10日

2 大規模小売店舗の名称及び所在地

- (1) 名 称 水巻ショッピングバザール
 (2) 所在地 遠賀郡水巻町大字古賀字丸山1454-1 外

3 当該大規模小売店舗において小売業を行う者の代表者の氏名

変 更 前	変 更 後
㈱ダイエー 代表取締役 高木邦夫	㈱ダイエー 代表取締役 蓮見敏男

福岡県告示第725号

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第6条第1項の規定に基づき、同法第5条第1項の規定による届出があった大規模小売店舗について、変更の届出があったので、同法第6条第3項において準用する同法第5条第3項の規定により次のとおり公告する。

なお、当該届出及び添付書類は、この公告の日から4月間、福岡県商工部商業・地域経済課及び北九州商工事務所において縦覧に供する。

平成17年4月1日

福岡県知事 麻 生 渡

1 届出年月日

平成17年3月10日

2 大規模小売店舗の名称及び所在地

- (1) 名 称 ショッピングモールなかま
 (2) 所在地 中間市上蓮花寺一丁目1-1 外

3 当該大規模小売店舗を設置する者の氏名

変 更 前	変 更 後
㈱ダイエー 代表取締役 高木邦夫	㈱ダイエー 代表取締役 蓮見敏男

4 当該大規模小売店舗において小売業を行う者の代表者の氏名

変 更 前	変 更 後
㈱ダイエー 代表取締役 高木邦夫	㈱ダイエー 代表取締役 蓮見敏男

福岡県告示第726号

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第6条第2項の規定に基づき、同法第5条第1項の規定による届出があった大規模小売店舗について、変更の届出があったので、同法第6条第3項において準用する同法第5条第3項の規定により次のとおり公告する。

なお、当該届出及び添付書類は、この公告の日から4月間、福岡県商工部商業・地域経済課及び久留米商工事務所において縦覧に供する。

平成17年4月1日

福岡県知事 麻 生 渡

1 届出年月日

平成17年3月8日

2 大規模小売店舗の名称及び所在地

- (1) 名 称 サニー筑後ショッピングセンター
 (2) 所在地 筑後市大字山の井扇田737番1 外

3 大規模小売店舗の施設の運営に関する事項

(1) 大規模小売店舗において小売業を行う者の開店時刻及び閉店時刻

小売業を行う者の名称	変更前		変更後
	開店時刻	閉店時刻	
㈱サニー	午前9時	午後10時	24時間

(2) 駐車場において来客の自動車が駐車することができる時間帯

変 更 前	変 更 後
午前8時30分から午後10時30分まで	24時間

(3) 荷さばき施設において荷さばきを行うことができる時間帯

変更前	変更後
午前4時から午後9時まで	午前4時から午後11時

福岡県告示第727号

次のように福岡県領収証紙の売りさばき人の指定を取り消したので、福岡県領収証紙条例（昭和39年福岡県条例第48号）第3条第2項の規定により告示する。

平成17年4月1日

福岡県知事 麻生 渡

売りさばき人 証番号	売りさばき人の 住所及び市名	売りさばき所	取消年月日
12	筑紫野市二日市西1丁目 1番1号 筑紫野市	筑紫野市二日市西1丁目 1番1号 筑紫野市役所	平成17年3月31日

福岡県告示第728号

建設業法（昭和24年法律第100号）第28条第3項の規定に基づき、建設業の営業の一部を停止したので、同法第29条の5第1項の規定により公告する。

平成17年4月1日

福岡県知事 麻生 渡

- 処分をした年月日
平成17年3月25日
- 処分を受けた者の商号等

商号	主たる営業所の所在地	代表者の氏名	許可番号
株式会社 安部工務店	北九州市八幡西区真名 子2-3-35	安部 英二	平成13年9月13日 福岡県知事許可（般-13） 第1995号

3 処分の内容 建設業法第28条第3項の規定に基づく営業の一部の停止

(1) 停止を命じる営業の範囲

建設業に係る営業のうち、次のア及びイに該当する建設工事に係る営業

ア 国、地方公共団体、法人税法（昭和40年法律第34号）別表第1に掲げる公共法人（地方公共団体を除く。）又は建設業法施行規則（昭和24年建設省令第14号）第18条に規定する法人が発注するもの

イ 建設費について、国又は地方公共団体の補助金等（補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律（昭和30年法律第179号）第2条第1項に規定する補助金等及び同条第4項に規定する間接補助金等並びに地方公共団体の交付する給付金でこれに類するものをいう。）の交付を受けているもの（アに該当するものを除く。）

(2) 停止期間

平成17年4月8日から平成17年4月22日までの15日間

4 処分の原因となった事実

経営事項審査申請に際し、雇用契約のない技術職員を技術職員名簿に記載した虚偽の内容による申請書を提出し、当該虚偽申請により得た経営事項審査結果を公共工事の発注者に対し提出した。このことは、建設業法第28条第1項第2号に該当する。

福岡県告示第729号

次の開発行為に関する工事が完了したので、都市計画法（昭和43年法律第100号）第36条第3項の規定により公告する。

平成17年4月1日

福岡県知事 麻生 渡

- 開発区域に含まれる地域の名称
柳川市大和町大字塩塚字金竹1385番4、1386番3、1387番5、1388番2及び1388番6
- 開発許可を受けた者の所在地、名称及び代表者氏名
柳川市大和町大字大坪22番地
有限会社大和福社会 代表取締役 中村 仔志

福岡県告示第730号

県営土地改良事業計画を変更したので、土地改良法（昭和24年法律第195号）第87条の3第6項において準用する同法第87条第5項の規定により公告し、その関係書類を次のように縦覧に供する。

平成17年4月1日

福岡県知事 麻 生 渡

縦覧に供する書類	縦覧期間	縦覧場所
県営榊田落合地区土地改良（区画整理）事業変更計画書の写し	平成17年4月1日から 平成17年5月2日まで	添田町役場

人事委員会**福岡県人事委員会告示第1号**

福岡県個人情報保護条例（平成16年福岡県条例第57号）第24条の規定に基づき、口頭により開示請求を行うことができる個人情報及び開示の方法を次のように定め、公布の日から施行する。

口頭により開示請求を行うことができる個人情報及び開示の方法（平成14年7月福岡県人事委員会告示第3号）は、廃止する。

平成17年4月1日

福岡県人事委員会委員長 平 田 英 昭

口頭により開示請求を行うことができる個人情報及び開示の方法

開示の対象となる試験又は選考	開示の対象となる個人情報	開示期間	開示場所	開示方法
福岡県職員採用上級試験	順位及び総合得点（第1次試験については不合格者に係るものに限る。）	合格発表日の翌日から1か月間	福岡県人事委員会事務局	交 付
福岡県職員採用中級試験				
福岡県職員採用初級試験				
福岡県職員民間企業等職務経験者採用試験				

福岡県警察官A（男性）採用試験	順位及び総合得点（第1次試験については福岡県のみを志望し、福岡県で受験した者のうち不合格者、第2次試験については福岡県で受験した者に係るものに限る。）			
福岡県警察官B（男性）採用試験				
福岡県警察官A（女性）採用試験	順位及び総合得点（第1次試験については不合格者に係るものに限る。）			
福岡県警察官A（武道指導）採用試験				
福岡県警察官B（女性）採用試験				
福岡県警察官B（武道指導）採用試験				
福岡県警察官C採用試験				
福岡県職員採用選考（人事委員会が実施する職員採用選考に係るものに限る。）	第1次試験については順位及び総合得点、第2次試験については総合ランク（いずれも不合格者に係るものに限る。）			

備考 開示期間の初日又は末日が、福岡県の休日を定める条例（平成元年福岡県条例第23号）第1条に定める県の休日に当たるときは、その翌日をもって当該開示期間の開始又は終了の日とする。

公安委員会**福岡県公安委員会規則第8号**

福岡県道路交通法施行細則等の一部を改正する規則を制定し、ここに公布する。

平成17年4月1日

福岡県公安委員会

福岡県道路交通法施行細則等の一部を改正する規則
（福岡県道路交通法施行細則の一部改正）

第1条 福岡県道路交通法施行細則（昭和47年福岡県公安委員会規則第7号）の一部を次のように改正する。

様式第21号中

理	由	
---	---	--

を

理	由	
<small>（教示）</small> この処分取消しの訴えは、この処分があつたことを知つた日の翌日から起算して6箇月以内に福岡県を被告として（代表者は福岡県公安委員会となります。）提起することができます。		

に

改める。

様式第23号の2及び様式第23号の3中

「（教示）

この指示に不服があるときは、指示があつたことを知つた日の翌日から起算して60日以内に福岡県公安委員会に不服申立てをすることができます。」

「（教示）

この処分に不服があるときは、この処分があつたことを知つた日の翌日から起算して60日以内に福岡県公安委員会に対して異議申立てをすることができます。また、この処分があつたことを知つた日の翌日から起算して6箇月以内に福岡県を被告として（代表者は福岡県公安委員会となります。）この処分取消しの訴えを提起することもできます。

なお、処分取消しの訴えは、異議申立てを行つた後においては、その異

議申立てに対する決定があつたことを知つた日の翌日から起算して6箇月以内に提起することができます。」

改める。

様式第24号を次のように改める。

様式第24号（第27条関係）

福岡県公安委員会指令第 号

運転免許試験合格取消通知書

年 月 日

住所

氏名

殿

福岡県公安委員会 印

道路交通法第97条の3第2項の規定により下記運転免許試験の合格は
付をもって取消したので通知します。 年 月 日

免許申請者の本籍、
住所、氏名及び
生年月日

免許試験の
合格年月日

合格していた
免許の種類

取消の理由

免許証の
交付年月日番号

(教示)

この処分取消の訴えは、この処分があつたことを知つた日の翌日から起算して6箇月以内に福岡県を被告として（代表者は福岡県公安委員会となります。）提起することができます。

注 用紙の大きさは、日本工業規格A列4番とする。

様式第24号の2中

「(教示)

この処分に不服があるときは、行政不服審査法(昭和37年法律第160号)第4条の規定により、福岡県公安委員会に対し、この処分があつたことを知つた日の翌日から起算して60日以内に異議申立てをすることができます。」

「(教示)

この処分に不服があるときは、この処分があつたことを知つた日の翌日から起算して60日以内に福岡県公安委員会に対して異議申立てをすることができます。また、この処分があつたことを知つた日の翌日から起算して6箇月以内に福岡県を被告として(代表者は福岡県公安委員会となります。)この処分の取消しの訴えを提起することもできます。

なお、処分の取消しの訴えは、異議申立てを行つた後においては、その異議申立てに対する決定があつたことを知つた日の翌日から起算して6箇月以内に提起することができます。」

改める。

様式第31号を次のように改める。

を

に

」

第 号

指定講習機関の指定の取消通知書

年 月 日

名 称
所在地 殿

福岡県公安委員会 

第1項
第2項
下記の理由により、道路交通法第108条の11の規定による指定講習機関としての指定の取消しをしますので通知します。

指定番号	
特定講習の種別	
理由	

(教示)

この処分取消しの訴えは、この処分があつたことを知つた日の翌日から起算して6箇月以内に福岡県を被告として（代表者は福岡県公安委員会となります。）提起することができます。

備考 用紙の大きさは、日本工業規格A列4番とする。

(福岡県性風俗営業等に係る不当な勧誘、料金の取立て等の規制に関する条例施行規則の一部改正)

第2条 福岡県性風俗営業等に係る不当な勧誘、料金の取立て等の規制に関する条例施行規則(平成13年福岡県公安委員会規則第12号)の一部を次のように改正する。

様式第1号及び様式第2号中

「(教示)

この処分に不服があるときは、行政不服審査法(昭和37年法律第160号)第4条の規定により、当公安委員会に対し、この処分があったことを知った日の翌日から起算して60日以内に異議申立てをすることができます。」

「(教示)

この処分に不服があるときは、この処分があったことを知った日の翌日から起算して60日以内に福岡県公安委員会に対して異議申立てをすることができます。また、この処分があったことを知った日の翌日から起算して6箇月以内に福岡県を被告として(代表者は福岡県公安委員会となります。)この処分の取消しの訴えを提起することもできます。

なお、処分の取消しの訴えは、異議申立てを行った後においては、その異議申立てに対する決定があったことを知った日の翌日から起算して6箇月以内に提起することができます。」

改める。

(自動車運転代行業の業務の適正化に関する法律の施行に関する規則の一部改正)

第3条 自動車運転代行業の業務の適正化に関する法律の施行に関する規則(平成14年福岡県公安委員会規則第17号)の一部を次のように改正する。

様式第5号中

理	由
---	---

を

理	由
---	---

(教示)
この処分の取消しの訴えは、この処分があったことを知った日の翌日から起算して6箇月以内に福岡県を被告として(代表者は福岡県公安委員会となります。)提起することができます。」

に

改める。

様式第6号及び様式第7号中

「(教示)

この指示に不服があるときは、指示があったことを知った日の翌日から起算して60日以内に福岡県公安委員会に不服申立てをすることができます。」

「(教示)

この処分に不服があるときは、この処分があったことを知った日の翌日から起算して60日以内に福岡県公安委員会に対して異議申立てをすることができます。また、この処分があったことを知った日の翌日から起算して6箇月以内に福岡県を被告として(代表者は福岡県公安委員会となります。)この処分の取消しの訴えを提起することもできます。

なお、処分の取消しの訴えは、異議申立てを行った後においては、その異議申立てに対する決定があったことを知った日の翌日から起算して6箇月以内に提起することができます。」

改める。

(福岡県公安委員会が管理する公文書の開示等に関する規則の一部改正)

第4条 福岡県公安委員会が管理する公文書の開示等に関する規則(平成14年福岡県公安委員会規則第18号)の一部を次のように改正する。

様式第3号及び様式第4号中

「この決定に不服がある場合には、この決定があったことを知った日の翌日から起算して60日以内に、福岡県公安委員会に対して異議申立てをすることができます。」

を

「この決定に不服がある場合には、この決定があったことを知った日の翌日から起算して60日以内に、福岡県公安委員会に対して異議申立てをすることができます。また、この決定があったことを知った日の翌日から起算して6箇月以内に福岡県を被告として（代表者は福岡県公安委員会となります。）この決定の取消しの訴えを提起することもできます。」

なお、決定の取消しの訴えは、異議申立てを行った後においては、その異議申立てに対する決定があったことを知った日の翌日から起算して6箇月以内に提起することができます。」

改める。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

警察本部

福岡県警察本部告示第17号

福岡県警察本部長が管理する公文書の開示等に関する規程の一部を改正する告示を次のように定める。

平成17年4月1日

福岡県警察本部長 廣畑 史朗

福岡県警察本部長が管理する公文書の開示等に関する規程の一部を改正する告示

福岡県警察本部長が管理する公文書の開示等に関する規程（平成14年6月福岡県警察本部告示第29号）の一部を次のように改正する。

様式第3号及び様式第4号中

「この決定に不服がある場合には、この決定があったことを知った日の翌日から起算して60日以内に、福岡県公安委員会に対して審査請求をすることができます。」

「この決定に不服がある場合には、この決定があったことを知った日の翌日から起算して60日以内に、福岡県公安委員会に対して審査請求をすることができます。また、この決定があったことを知った日の翌日から起算して6箇月以内

に福岡県を被告として（代表者は福岡県公安委員会となります。）この決定の取消しの訴えを提起することもできます。」

なお、決定の取消しの訴えは、審査請求を行った後においては、その審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して6箇月以内に提起することができます。」

改める。

附 則

この告示は、平成17年4月1日から施行する。

内水面漁場管理委員会

17内水管委指示第1号

漁業法（昭和24年法律第267号）第67条第1項及び第130条第4項の規定により、コイヘルペスウイルス病のまん延を防止するため、次のとおり指示する。

平成17年4月1日

福岡県内水面漁場管理委員会会長 原 口 敏 治

1 指示の内容

次に掲げるコイ（マゴイ及びニシキゴイをいう。以下同じ。）は、県内の内水面に放流してはならない。ただし、採捕したコイを同じ場所に放流する場合は、この限りでない。

- (1) 県内外の内水面で採捕されたコイ
- (2) コイヘルペスウイルス病の発生が確認された養殖場等で養殖又は飼育されたコイ
- (3) PCR検査（ポリメラーゼ連鎖反応法による検査をいう。）を受け、コイヘルペスウイルスが検出されなかったことが証明されていないコイ

2 指示の期間

平成17年4月1日から平成18年3月31日まで

17内水管委告示第2号

筑後川水系及び矢部川水系をブルーギルの駆除推進水域に指定し、両水系において次の取組を行う。

平成17年4月1日

福岡県内水面漁場管理委員会会長 原 口 敏 治

1 取組内容

効果的駆除に関する実証試験、漁業者による駆除活動及び地域と連携した駆除活動の実施

2 取組期間

平成17年4月1日から平成18年3月31日まで

雑 報

福岡県生活衛生営業審議会公告

公衆浴場入浴料金の今後のあり方についての答申案に関し、審議会の答甲に係る福岡県意見書提出制度要綱（平成12年2月29日11行改推第92号）第8条第1項の規定により、提出された意見の要旨及び知事への答申について次のとおり公表します。

平成17年4月1日

福岡県生活衛生営業審議会会長 衛 藤 卓 也

1 提出された意見の要旨

期間内に提出された意見の総数 0件

2 知事への答申

公衆浴場入浴料金の統制額の指定等に関する省令（昭和32年厚生省令第38号）第2条に基づく料金の指定については、大人、中人、小人ともにそれぞれ380円、170円、60円のまま据え置くことが適当である。

(理由)

- (1) このほど県が実施した公衆浴場経営実態調査結果に基づき、収入及び必要経費の両面から試算した仮定料金単価は大人が389円であり、現行料金380円との差額は9円であった。
- (2) 仮定料金の差額は今後の公衆浴場営業者の経営自主努力等により、その収支の均衡を保つことが可能であると認められること。また、依然としてデフレ傾向が継続しており、消費者には低価格志向がある中で、昨年、4年ぶりに大人料金の10円値上げを行っていること。さらに、公衆浴場営業者から特段の料金引き上げの要望が

ないこと。

- (3) 普通公衆浴場の利用者の多くは、高齢者若しくは自家風呂を持たない世帯で占められており、これらの方々の生活への影響から、値上げについては今後とも慎重に当たる必要があること。

(補足意見)

県及び市町村にあつては公衆浴場の長期的確保と公衆衛生水準の維持向上を図るため、所要の助成措置が実施されている。これらは所期の目的を十分果たしており、これからも引き続き行われる必要がある。

一方、料金の値上げだけでは、さらに厳しさを増しつつある普通公衆浴場業を取り巻く情勢の改善を行うには一定の限界が生じてきているものと思慮される。昨年、公衆浴場の確保のための特別措置に関する法律（昭和56年法律第68号）が改正され、「住民の健康増進」という普通公衆浴場の社会的役割が改めて示された。地方公共団体にあつては、今後とも普通公衆浴場の公共的な活用方法を模索するなど、その振興を積極的に図る必要がある。

再 掲

福岡県公告式条例（昭和25年福岡県条例第46号）第4条第2項において準用する同条例第2条第2項ただし書の規定により掲示したものを、ここに再掲する。

福岡県告示第534号の2

地方自治法（昭和22年法律第67号）第260条第1項の規定により、うきは市長職務執行者から次のようにうきは市の大字の区域を廃し、その区域をもって町の区域を新たに画する旨の届出があった。

上記処分は、告示の日から効力を生ずるものとする。

平成17年3月20日

福岡県知事 麻 生 渡

次のとおり大字の区域を廃止し、その区域をもって新たに町の区域を設定する。

1 廃置分合前の浮羽郡吉井町の区域に係るもの

廃止する大字の区域

新たに画する町の区域

大字生葉	吉井町生葉
大字江南	吉井町江南
大字清瀬	吉井町清瀬
大字桜井	吉井町桜井
大字鷹取	吉井町鷹取
大字橋田	吉井町橋田
大字千年	吉井町千年
大字徳丸	吉井町徳丸
大字富永	吉井町富永
大字長栖	吉井町長栖
大字新治	吉井町新治
大字福永	吉井町福永
大字福益	吉井町福益
大字宮田	吉井町宮田
大字屋部	吉井町屋部
大字八和田	吉井町八和田
大字若宮	吉井町若宮
小字は残す。	

2 廃置分合前の浮羽郡浮羽町の区域に係るもの

廃止する大字の区域	新たに画する町の区域
大字朝田	浮羽町朝田

大字妹川	浮羽町妹川
大字浮羽	浮羽町浮羽
大字小塩	浮羽町小塩
大字高見	浮羽町高見
大字田籠	浮羽町田籠
大字流川	浮羽町流川
大字新川	浮羽町新川
大字西隈上	浮羽町西隈上
大字東隈上	浮羽町東隈上
大字古川	浮羽町古川
大字三春	浮羽町三春
大字山北	浮羽町山北
小字は残す。	

福岡県公告式条例（昭和25年福岡県条例第46号）第4条第2項において準用する同条例第2条第2項ただし書の規定により掲示したものを、ここに再掲する。

福岡県告示第534号の3

地方自治法（昭和22年法律第67号）第260条第1項の規定により、うきは市長職務執行者からうきは市の町の区域を次のように新たに画する旨の届出があった。

上記処分は、告示の日から効力を生ずるものとする。

平成17年3月20日

福岡県知事 麻 生 渡

次の区域を吉井町とする。

廃置分合前の浮羽郡吉井町字若宮道、災除、蛭子町、川原田、堀田町、扇町、板橋、石香、寺ノ後、祇園ノ後、山渡瀬、戸井掛、続、外輪崎、溝越、田ノ尻、板町、小柳、麻畑、上相割、水月、畔ノ内、仙頭町、下相割、小塚、床島、鳥井ケ本、北川、蓮町、上野入、拝折、会町、一丁畑、一ツ塚、鉢尻、ロケ坪、秀、塚取狭、塚脇、下襖、上襖、飛瀬、大道、往還添、金剛寺、井手ノ上、徳光堂、西ノ前、御内名、吉竹、横町、金川、坂瀬川、長ケ坪、鳴瀬、広園、橋ノ本、小曾根、立丁、新町、上新町、安免、池添、白瀬町、鳴巡り、石亀、甲田、奈良ノ本、井ノ上、八反田、大坪、下部、扇島、大橋、浜ノ木、下野入、水町、大手木、八幡免、穀蘇、市ノ江、後町、東町、上町、中町、川前、札ノ辻、岩井町、下町、坂井町、天神町、竹永、高橋、亀ノ甲、川久保、高木、道別当、椋ノ木の区域

小字は残す。

福岡県公告式条例（昭和25年福岡県条例第46号）第4条第2項において準用する同条例第2条第2項ただし書の規定により掲示したものを、ここに再掲する。

福岡県告示第534号の4

地方自治法（昭和22年法律第67号）第260条第1項の規定により、柳川市長職務執行者から次のように柳川市の大字の区域を廃し、その区域をもって町の区域を新たに画する旨の届出があった。

上記処分は、告示の日から効力を生ずるものとする。

平成17年3月21日

福岡県知事 麻 生 渡

次のとおり大字の区域を廃止し、その区域をもって新たに町の区域を設定する。

1 廃置分合前の柳川市の区域に係るもの

廃止する大字の区域	新たに画する町の区域
大字曙町	曙町
大字旭町	旭町
大字有明町	有明町
大字一新町	一新町
大字稲荷町	稲荷町

大字恵美須町	恵美須町
大字奥州町	奥州町
大字大浜町	大浜町
大字沖端町	沖端町
大字鬼童町	鬼童町
大字鍛冶屋町	鍛冶屋町
大字片原町	片原町
大字蟹町	蟹町
大字上町	上町
大字上宮永町	上宮永町
大字蒲生	蒲生
大字金納	金納
大字北長柄町	北長柄町
大字京町	京町
大字久々原	久々原
大字糶屋町	糶屋町
大字古賀	古賀
大字小道具町	小道具町
大字細工町	細工町
大字材木町	材木町
大字坂本町	坂本町
大字下宮永町	下宮永町

大字城隅町	城隅町
大字城南町	城南町
大字昭南町	昭南町
大字新船津町	新船津町
大字新外町	新外町
大字新町	新町
大字隅町	隅町
大字高島	高島
大字立石	立石
大字田脇	田脇
大字筑紫町	筑紫町
大字佃町	佃町
大字辻町	辻町
大字椿原町	椿原町
大字出来町	出来町
大字常盤町	常盤町
大字中町	中町
大字七ツ家	七ツ家
大字西魚屋町	西魚屋町
大字西蒲池	西蒲池
大字西浜武	西浜武
大字間	間

大字橋本町	橋本町
大字八軒町	八軒町
大字東魚屋町	東魚屋町
大字東蒲池	東蒲池
大字袋町	袋町
大字保加町	保加町
大字本城町	本城町
大字本町	本町
大字南長柄町	南長柄町
大字南浜武	南浜武
大字宮永町	宮永町
大字茂庵町	茂庵町
大字本船津町	本船津町
大字元町	元町
大字八百屋町	八百屋町
大字矢加部	矢加部
大字弥四郎町	弥四郎町
大字矢留本町	矢留本町
大字矢留町	矢留町
大字柳町	柳町
大字横山町	横山町
大字吉富町	吉富町

大字吉原	吉原
小字は残す。	

2 廃置分合前の山門郡大和町の区域に係るもの

廃止する大字の区域	新たに画する町の区域
大字明野	大和町明野
大字大坪	大和町大坪
大字栄	大和町栄
大字皿垣開	大和町皿垣開
大字塩塚	大和町塩塚
大字鷹ノ尾	大和町鷹ノ尾
大字谷垣	大和町谷垣
大字徳益	大和町徳益
大字豊原	大和町豊原
大字中島	大和町中島
大字永田開	大和町永田開
大字六合	大和町六合
小字は残す。	

3 廃置分合前の山門郡三橋町の区域に係るもの

廃止する大字の区域	新たに画する町の区域
大字磯島	三橋町磯島
大字今古賀	三橋町今古賀

大字枝光	三橋町枝光
大字江曲	三橋町江曲
大字起田	三橋町起田
大字蒲船津	三橋町蒲船津
大字木元	三橋町木元
大字五拾町	三橋町五拾町
大字下百町	三橋町下百町
大字白鳥	三橋町白鳥
大字高畑	三橋町高畑
大字棚町	三橋町棚町
大字垂見	三橋町垂見
大字中山	三橋町中山
大字久末	三橋町久末
大字百町	三橋町百町
大字藤吉	三橋町藤吉
大字正行	三橋町正行
大字新村	三橋町新村
大字柳河	三橋町柳河
大字吉開	三橋町吉開
小字は残す。	

福岡県公告式条例（昭和25年福岡県条例第46号）第4条第2項において準用する同条例第2条第2項ただし書の規定により掲示したものを、ここに再掲する。

福岡県告示第534号の5

地方自治法（昭和22年法律第67号）第260条第1項の規定により、筑前町長職務執行者から筑前町の町の区域を次のように新たに画する旨の届出があった。

上記処分は、告示の日から効力を生ずるものとする。

平成17年3月22日

福岡県知事 麻 生 渡

1 次の区域を原地蔵とする。

大 字	字	地 番
野 町	中 野	2133の1、2133の2、2144の1、2145の1、2145の2、2146の1、2146の2、2147の1、2148の1から2148の3まで、2149の1、2152の1、2152の2、2152の6、2152の7、2152の9から2152の11まで、2152の14から2152の16まで、2152の18、2152の19、2152の21、2152の27から2152の42まで、2153の1、2153の3、2153の4、2153の7、2153の10、2153の12から2153の14まで、2153の17、2153の18、2153の24、2153の25、2153の27、2153の30、2153の31、2153の33から2153の36まで、2153の38から2153の41まで、2153の43から2153の47まで、2155の1、2155の5、2156の1、2467
	村 上	1809の3、1809の6、1812の1、1812の2、1812の10、1813の1から1813の3まで、1814の1、1814の3、1815、1816、1817の1から1817の3まで、1819の1から1819の3まで、1820の1、1822の1、1841の1、1842の1、1842の2、1843の1から1843の3まで、1846、1846の1、1846の3、1846の4、1847の1から1847の3まで、1847の8、1847の9、1847の11から1847の34まで、1848、1849の1、1849の2、1850の1から1850の3まで、1851の2、1852の2、1852の3、1854の2、1855の1から1855の3まで、1855の5から1855の13まで、1858、1859の1、1859の2、1860の4、1860の6、1860の13から1860の17まで、1861の1、1861の2、1861の4、1861の5、1862の1から1862の7まで、1863の1、1864、1865、1868の1、1868の8、1869の1、1870の1、1871の1から1871の3まで、1875の1、1875の5、1875の8から1875の10まで、1875の12から1875の16まで、1877、1878、1879の1から1879の5まで、1880の2から1880の4まで、1880の10から1880の12まで、1880の18から1880の23まで、1886の1から1886の5まで、1888、

	1889の1、1890の1、1890の2、1891の2、1892の1、1892の2、1893の1、1894、1894の1、1895、1896、1897の1、1898の1、1898の4、1898の7、1898の9、1898の10、1900の1、1902の1、1903の1、1903の2、2156の6、2156の7、2157の1から2157の3まで、2158の1、2158の3、2158の4、2159の1から2159の14まで、2162の2から2162の5まで、2163の1から2163の5まで、2164の1、2164の2、2165から2167まで、2455の1から2455の3まで、2456の1、2456の2、2457の1、2457の2、2459の1、2459の2、2463の1、2463の2、2464から2466まで、2468から2472まで
向 野	1913の1、1913の2、2168の1から2168の3まで、2170、2171の1、2171の3、2172の1から2172の4まで、2172の6、2173の2から2173の5まで、2175の1から2175の3まで、2175の5から2175の17まで、2177の1から2177の5まで、2178の1から2178の8まで、2181の1、2181の2、2182の1、2182の2、2183の1、2183の2、2184の1、2184の2、2185、2186の1、2186の2、2187、2188、2189の1から2189の4まで、2190の1、2190の2、2191の1、2191の2、2192の1、2192の2、2193の1、2193の2、2194の1から2194の4まで、2195の1から2195の4まで、2196の1、2196の2、2197、2198の1、2198の3、2198の4、2199の1から2199の3まで、2200の1、2200の2、2201、2202、2203の1、2203の2、2204の2、2204の3、2205の1から2205の4まで、2206の1、2206の2、2207の1、2207の2、2208、2209、2210の1、2210の2、2211の1から2211の4まで、2212、2213、2214の1から2214の12まで、2215の1から2215の3まで、2216の1から2216の5まで、2217の1から2217の8まで、2218の1から2218の3まで、2219の1、2219の2、2220の1、2220の2、2221の1、2221の2、2221の4、2221の5、2222、2226、2226の23、2473から2487まで
地 蔵 下	1992の4、1992の5、1992の7、1992の8、1993の1、1993の2、2226の1から2226の6まで、2226の8から2226の22まで、2226の24から2226の26まで、2227の1から2227の4まで、2228の1、2228の2、2229の1から2229の6まで、2231の1、2231の2、2232の1から2232の44まで、2233の1、2234の1、2235の1、2236の1、2237の1、2238の1、2238の3から2238の5まで、2239の1、2239の2、2240の1、2241の1、2242の1、2254、2255の1、2255の2、2256の1、2256の2、2257の1、2257の2、2258の1、2258の2、2259の1、2259の2、2260の1から2260の4まで、2261の1から2261の4まで、2262、2263、2264の1から2264の4まで、

		2265の1、2265の2、2267、2268、2269の1から2269の5まで、2270の1から2270の13まで、2271の1から2271の4まで、2272の1、2272の2、2273、2274の1、2275の1、2275の2、2276の1、2277、2278、2279の1から2279の7まで、2280の1、2280の4、2281の1、2281の2、2282の1、2282の2、2283の1、2283の2、2284から2288まで、2289の1、2289の2、2290、2291の1、2291の2、2292の1から2292の4まで、2293から2298まで、2299の1、2299の2、2300、2301、2305、2306、2307の1から2307の3まで、2308、2309の1から2309の3まで、2310から2312まで、2313の1から2313の3まで、2314の1、2314の2、2316の1から2316の5まで、2317から2324まで、2325の1から2325の4まで、2326の1、2326の2、2327から2330まで、2331の1、2331の2、2332の1から2332の4まで、2333の1、2333の2、2334の1、2334の2、2336、2337の1、2337の2、2338から2340まで、2342から2347まで、2348の1から2348の3まで、2349の1、2349の2、2350の1、2350の2、2351、2354から2356まで、2357の1、2357の2、2358、2359の1、2359の2、2362から2366まで、2367の1、2367の2、2368、2369の1、2369の2、2370の1、2370の2、2372、2373の1、2373の2、2375から2377まで、2381、2382の1、2383から2387まで、2390、2391、2488、2489の1、2489の2、2490から2500まで、2501の1から2501の17まで、2502から2515まで
	藤 蔵 堀	2392の1から2392の7まで、2392の9から2392の11まで、2393の1から2393の10まで、2394の1から2394の23まで、2395の1から2395の17まで、2396、2397、2398の1から2398の3まで、2516から2524まで
	井 牟 田	2399の1、2399の2、2400の1、2400の2、2401の1、2401の2、2402から2408まで、2409の1、2409の2、2410の1、2410の2、2412の1、2412の2、2417、2525から2532まで
山 隈	東三丁牟田	1462の1、1462の3から1462の13まで、1463の1、1463の2、1463の4から1463の13まで、1464、1467の1、1467の3、1467の4、1776の1、1776の2
これらの区域に隣接介在する道路、水路である国有地の全部		

2 次の区域を大久保とする。

大 字	字	地 番
山 隈	住 ケ 本	1から4まで、5の1、5の2、6、7、8の1、8の2、9から

		13まで、50の3、54の2、55の2、58の5、58の6、63の3、64の3、70から72まで、73の1、73の2、74の1、74の2、75の1、75の2、76から86まで、87の1、87の2、88の1から88の4まで、89の1から89の3まで、90の1から90の3まで、94の1、94の2、95、95の2、105の1、106、107の1、107の3から107の9まで、108、109、111、112の2、114、117の1、117の2、118、119の1から119の3まで、120の8、121の1から121の3まで、122の1、122の2、123の1から123の5まで、124の1から124の3まで、125の1から125の3まで、126の2から126の4まで、127の1から127の4まで、128の1、128の2、128の4から128の6まで、129の3、129の6から129の12まで、130の1から130の7まで、131の1、131の2、132の1から132の4まで、132の6、132の7、133の1、133の3から133の12まで、134の4、134の6から134の8まで、135、136の1、137の1、137の2、138、139、140の1、140の2、141の1から141の3まで、143、144、145の1から145の3まで、146の1、146の2、147の1から147の4まで、148から156まで、157の1、157の2、158から161まで、162の20から162の22まで、162の33から162の39まで、162の42、162の43、163から167まで、168の1から168の3まで、1795の1、1795の3、1795の4、1795の6から1795の10まで、1797の1、1797の2
	帰 路	170から172まで、173の1、173の2、174の1、174の2、175、176の1、176の2、177の1、177の2、178、181の1から181の3まで、182から190まで、220から224まで、225の1、225の2、230、231の1から231の3まで、232から236まで、240、241の1から241の3まで、242から245まで、271、272、273の1から273の3まで、274、275の1から275の3まで、276、286の9から286の14まで、291の1から291の4まで、292から296まで、300から302まで
	長 牟 田	316の3、316の4、320、321、322の1、322の2、324から329まで、332の2、333の5、333の6、335、336の1、336の2、337の1、337の2、338の1、338の2、339の1から339の4まで、340の1、340の2、341から343まで、344の1、344の2、345から348まで、349の2、354の2、355の2、357から359まで、360の1、360の2、361の1、361の2、362の1から362の7まで、363、364の1、364の2、365の1から365の14まで、366の1から366の6まで、367、368の1、368の2、369、370の1、370の2、371、372の1から372の4まで、373の1、373の2、375、376の1、376の2、377の1、377の2、378、379、380の1から380の4まで、381の1から381の3まで、382の1、382の3、383の1から383の6まで、384の1、384の2、385の1、385の2、386の1から386の3まで、387、

		388の1、389の1、389の3、390の1、390の2、391、392、393の1、394から397まで、449の1から449の3まで、450の1、450の2、452から456まで、457の1から457の4まで、458、459の1から459の3まで、460の1、460の2、461の1から461の3まで、463の1、463の2、464の1、464の2、465の1、465の2、466、468の1、468の2、469の1、469の4、470の1、470の2、471の1から471の4まで、472、474の1、474の2、475の1、475の2、476の1から476の4まで、477の1から477の4まで、478の1、478の3、479の1、479の2、480の1から480の3まで、481の1から481の4まで、482の1、482の4、484の1、484の2、486の1、486の2、487の2、488、489の1、489の2、490の2、490の3、491の1、493の1、493の3、493の4、494、494の3、496の1から496の3まで、497の1、498の1、498の2、499の1、499の2、500の1から500の5まで、501の1、501の2、502、502の2、503、504の1、504の2
下	山	544の1から544の3まで、545の1から545の3まで、546の1、546の3から546の7まで、546の9から546の20まで、547の1から547の3まで、548の1から548の3まで、549、550、551の1から551の3まで、553、554の1から554の4まで、555の1、555の2、556の1、556の3、557から561まで、563の1、563の2、564
浦	山	505、506、507の1、507の2、508、509、510の1、511、512の1から512の5まで、513の2、514の2、514の3、515から522まで、523の1、523の2、524の1、524の2、525、526の1、526の2、527、528、529の1、530、531の1から531の3まで、534の1から534の3まで、535から537まで、539から542まで
桜	牟田	750の1、750の2、771、772、776の1
これらの区域に隣接介在する道路、水路である国有地の全部		

3 次の区域を朝園とする。

大字	字	地番
依井	下原	1914の1、1915の1、1916の1、1917の1、1917の2、1918の1、1919の1、1919の3、1920、1921の1、1922から1926まで、1926の1、1927、1937から1944まで、1946、2000の1、2000の2、2000の4、2000の5、2000の7から2000の10まで、2000の12、2000の14から2000の17まで、2000の20、2000の21、2000の23、2000の25、2000の27から2000の29まで、2000の31から2000の36まで、2000の40、

		2000の41、2000の43から2000の47まで、2000の49、2000の50、2000の52から2000の55まで、2000の57から2000の67まで、2000の69、2000の70、2000の72から2000の78まで、2000の80から2000の84まで、2000の86、2000の89、2000の91から2000の176まで、2000の178から2000の318まで、2000の321から2000の340まで、2000の342から2000の371まで
朝	カゲ	2070の2から2070の4まで、2070の6から2070の8まで、2070の10から2070の17まで、2070の19から2070の26まで、2070の28から2070の30まで、2070の32から2070の35まで、2070の38、2070の44、2070の45、2070の52から2070の70まで、2070の72、2070の73、2070の76から2070の80まで、2070の87から2070の89まで、2089の1、2090、2091、2141から2144まで、2145の1、2145の2、2169、2171、2172、2173の1、2173の2、2174、2175、2177、2178の1、2178の2、2179の1、2179の2、2181の3、2181の4、2182の1から2182の7まで、2183、2184の1、2184の2、2186、2187の2、2189
	タキケ下	1875の7、1875の11
野町	大丸	731の1、731の2、733、737の1から737の3まで、751の1から751の3まで、752、753の1、753の2
これらの区域に隣接介在する道路、水路である国有地の全部		

福岡県公告式条例（昭和25年福岡県条例第46号）第4条第2項において準用する同条例第2条第2項ただし書の規定により掲示したものを、ここに再掲する。

福岡県告示第534号の6

地方自治法（昭和22年法律第67号）第260条第1項の規定により、筑前町長職務執行者から次のように筑前町の大字の区域を廃し、その区域をもって町の区域を新たに画する旨の届出があった。

上記処分は、告示の日から効力を生ずるものとする。

平成17年3月22日

福岡県知事 麻生 渡

次のとおり大字の区域を廃止し、その区域をもって新たに町の区域を設定する。

廃止する大字の区域	新たに画する町の区域
-----------	------------

大字大塚	大塚
大字弥永	弥永
大字依井	依井
大字高田	高田
大字新町	新町
大字野町	野町
大字久光	久光
大字栗田	栗田
大字森山	森山
大字当所	当所
大字上高場	上高場
大字山隈	山隈
大字高上	高上
大字櫛木	櫛木
大字三箇山	三箇山
大字三並	三並
大字畑嶋	畑嶋
大字長者町	長者町
大字曾根田	曾根田
大字三牟田	三牟田
大字砥上	砥上

大字吹田	吹田
大字赤坂	赤坂
大字松延	松延
大字石櫃	石櫃
大字中牟田	中牟田
大字朝日	朝日
大字二	二
大字篠隈	篠隈
大字東小田	東小田
大字四三嶋	四三嶋
大字下高場	下高場
大字安野	安野
小字は残す。	

平成17年4月1日 金曜日

福岡県公報

第2370号

30

発行 福岡市博多区真公園七番七号
福岡県(総務部行政経営企画課)

販売印刷 福岡市博多区吉塚五丁目三番四〇号
松影堂印刷株式会社

定価 一匁月二、三五〇円(税込・郵便料別)